

## ～ 除染などの作業を行う事業主の皆さんへ ～

# 除染などの作業にあたる労働者の労働条件確保と放射線被ばく管理等の更なる徹底について

福島労働局管下の労働基準監督署が、これまでに実施した除染現場等への監督指導の結果、**除染等業務、特定線量下業務**に従事する労働者の労働条件や安全衛生に関して、数多くの法違反が認められ、改善を指導しております。

主な指導内容は以下のとおりです。このリーフレットをご活用いただき、除染などの作業にあたる労働者の労働条件や安全衛生の確保により一層努めていただくようお願いします。

## 1. 労働条件の確保のために

### 事例1 労働契約の締結の際に、労働条件を書面の交付により明示していなかった。

#### ○ 労働条件は書面で明示しましょう（労働基準法第15条）

労働者を雇い入れたときには、賃金、労働時間などの労働条件を書面で交付して明示しなければなりません。

#### ○ 契約の更新に関する事項も明示しましょう（労働基準法施行規則第5条）

有期労働契約の場合には、契約期間、契約更新の有無、更新する場合の基準などについても書面で交付して明示しなければなりません。

### 事例2 時間外労働に関する協定を締結しないまま、1日8時間、週40時間を超えて時間外労働を行わせた。

#### ○ 36協定を締結・届け出ましょう（労働基準法第36条）

時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）を労使間で締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。

### 事例3 時間外労働に対する割増賃金の算定の基礎に除染手当が含まれておらず、割増賃金の額が不足していた。

#### ○ 割増賃金を適正に支払いましょう（労働基準法第37条）

時間外労働や休日労働を行わせた場合は、割増賃金を支払わなければなりません（時間外25%、休日35%）。

#### ○ 割増賃金の算定基礎に除染手当を含めましょう

（労働基準法施行規則第21条）

割増賃金の算定基礎となる賃金に含めなくてよい賃金は、①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当など法令で定められているものに限られます。除染手当は、算定基礎に含めて計算しなければなりません。



ひと・暮らし・  
みらいのために

福島労働局・労働基準監督署

## 2. 除染などの作業における安全衛生の確保のために

**事例1** 除染などの作業により受ける外部被ばく線量について、正確な被ばく線量が測定されていなかった。

（作業場における外部被ばく線量の合計が平均的な数値と見込まれる者に線量計を装着させ、その測定結果をその作業場のすべての作業員の外部被ばく線量とみなすこととしていたが、その者が一時的に作業場を離れてしまった。）

### ○ 除染などの作業を行う労働者の被ばく線量を法定の方法で測定しましょう

（除染電離則第5条、第25条の4）

- ・ 平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える場所は、業務従事者のそれぞれに、個人線量計を着用させて測定しなければなりません。
- ・ 平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下の場所は、個人線量計をそれぞれに着用させるほか、男女別に選定した代表者に線量計を着用させて測定する方法でも可能です。

\* 詳細は「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」をご参照ください

**事例2** 除染などの作業を行う場所で平均空間線量率等の事前調査はしていなかったが、その結果の概要を労働者に明示していなかった。

### ○ 除染などの作業を行うときは事前調査を実施しましょう

（除染電離則第7条、第25条の6）

- ・ 除染などの作業を行うときは、作業場所の平均空間線量率をあらかじめ調査して、その結果を記録し、労働者にもその概要を明示しなければなりません。

### ○ 除染等業務を行うときは、作業計画を策定しましょう

（除染電離則第8条）

- ・ 除染等業務を行うときは、除染等作業の場所・方法、被ばく線量の測定方法、被ばく線量の低減措置などについて、あらかじめ作業計画を定めて労働者に周知し、その計画に基づいて作業を行わせなければなりません。

**不明な点などがありましたら、福島労働局・最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください**